

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の対応について

総務課

保護者あて「おれんじメール」(令和5年5月2日)

保護者様

前橋市教育委員会教育長 吉川 真由美

令和5年5月8日から5類感染症に位置付けられることとなりました。

つきましては、出席停止の取扱い等が変更となりますので、お知らせいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止について

- ・お子さん本人の感染が判明した場合に「出席停止」となります。
※新型コロナに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることがあります。
- ・出席停止の期間：発症から5日間が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで

2 「濃厚接触者」の取扱いについて

- ・5類感染症へ移行後は、「濃厚接触者」の扱いはなくなります。
したがって、同居家族等が新型コロナウイルス感染症に感染したことで直ちに「出席停止」の扱いとなることはありません。

3 基本的な感染対策の継続について

- ・引き続き、「手洗い等の手指衛生」「換気」「咳エチケット」等、感染予防にご協力をお願いします。
- ・お子さんに発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合には、登校(園)を控え、自宅で休養(必要に応じて主治医等に相談)しましょう。

4 その他

- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、マスクの取扱いや身体的距離の確保、活動場面に応じた対策を講じる場合があります。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等が生じないように、引き続きご指導ください。
- ・今後、更に変更がある場合には、別途お知らせいたします。

前橋市教育委員会事務局総務課 電話：027-898-6012